後見人に求められる後見事務のポイント

大阪家庭裁判所後見センター 大阪家庭裁判所堺支部後見センター 大阪家庭裁判所岸和田支部後見センター

【意思決定支援】

- ●本人の意思がどのようなものであるかを的確に判断するための基本 的な知識を理解する。
- ●本人のことを決めるときに、本人の意思を無視して決めたり、後見人 や支援者等の価値観や判断を本人に押し付けたりしない。
- ●本人の居所の変更など,重要な事項について本人の意思決定を支援するに当たっては,支援者等と協力して行う。

【財産管理事務】

- ●本人財産の全体を正確に把握し,本人財産を他人の財産とはっきり区別して管理する。
- ●本人財産の管理に関する基本的な方針を立てる際には,本人にその方針を分かりやすく説明した上で,本人の意思を十分に確認する。

【身上保護事務】

- ●本人の身上の保護に関する基本的な方針を本人に分かりやすく説明 した上で、本人の意思を確認して策定する。
- ●定期的に本人と面会をして本人の心身・生活状況を把握する。
- ●必要に応じて福祉・医療等の関係者に相談して、その意見を聴く。
- ●本人の身上面での課題が生じた際に相談すべき関係者や支援者を把握し、実際に課題が生じたときに相談する。

【報告事務】

- ●本人の預貯金等の財産の客観的な状況だけではなく,本人の財産や身上に関する課題の有無とその検討状況についても分かりやすく記載する。
- ●預貯金通帳の写しなどの裏付資料を整える。

【地域における相談窓口理解】

●本人が居住する地域における福祉・行政の窓口について認識する。